厚生労働省
愛知労働局

Press Release

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検
～労災かくし（虚偽報告）の疑い～

瀬戸労働基準監督署（署長　余語修一郎）は、令和8年11月2日、下記の被疑者を労働安全衛生法違反の疑いで名古屋区検察庁に書類送検した。

記

1．被疑者

株式会社いずみ建設工業ほか１名

（所在地：愛知県瀬戸市石田町　事業内容：とび・土木工事業）

2．被疑条文

労働安全衛生法第100条第１項（報告等）

労働安全衛生規則第97条第１項（労働者死傷病報告）

労働安全衛生法第120条第５号（罰則）

労働安全衛生法第122条（両罰規定）

3．労働災害の概要

令和８年１月６日、岐阜県関市志津野地内に所在する工事現場において、被疑者の雇用する男性労働者（当時28歳）が、部材を運搬していたところ、足を滑らせて転倒し、右膝蓋骨不全骨折により休業約２か月を要する災害が発生した。

4．被疑内容

労働安全衛生法では、労働者が労働災害により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、労働者死傷病報告を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないと規定されているが、被疑者は、上記災害の発生場所等を偽った労働者死傷病報告を瀬戸労働基準監督署長に提出した疑いがあるもの。

5．関係法条文

○労働安全衛生法

第100条（報告等）

厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、厚生労働省令で定めるところにより、事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる。

第 120 条（罰則）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処する。

一～四（略）

五　第 100 条第 1 項又は第 3 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は出頭しなかったとき。

第 122 条（両罰規定）

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、（略）第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本状の罰金刑を科する。

○労働安全衛生規則

第 97 条（労働者死傷病報告）

事業者は、労働者が労働災害その他就業中又は事業場内若しくはその附属建設物における負傷、窒息又は急性中毒（以下「労働災害等」という。）により死亡し、又は休業したときは、遅滞なく、電子情報処理組織を使用して、次に掲げる事項を所轄労働基準監督署長に報告しなければならない。

一　労働保険番号（建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の労働保険番号

二～三（略）

四　建設工事の作業に従事する労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は当該工事の名称

五（略）

六　建設工事の作業に従事する請負人の労働者が労働災害等により死亡し、又は休業した場合は元方事業者の事業場の名称

七～十（略）

十一　労働災害等の発生日時、発生場所の所在地、発生状況及びその略図並びに原因

十二（略）

（以下、略）